

危険物新聞

第 6 5 1 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 三好 治 雄
発行人 三好 治 雄
大阪市西区新町 1 丁目 5 番 7 号
四ツ橋ビル
TEL 06(6531) 9 7 1 7・5 9 1 0
定価 1 部 60円

安全研修会開催

2月26日(火) KKR HOTEL OSAKAで



熱心に聴講する関係者

大阪府危険物安全協会では、大阪市危険物安全協会と共催のもと、2月26日(火)、午後2時よりKKR HOTEL OSAKA (大阪市中央区)において安全研修会を開催しました。

大阪市消防局予防部保安・規制担当係長 北 弘典氏を講師に招聘し、「危険物施設での事故と危険物行政の動向」についての講演を行ないました。

最近の危険物施設の事故発生状況を施設区分ごとの発生率など、統計や事故事例等及び法令改正の最近の動向並びに消防庁の各種調査検討会の検討結果や新たに発足した各種検討会の目的・検討事項等を液晶プロジェクター、ビデオ等を使用して紹介され、分かりやすい講演を行なっていただきました。

当日参加された約230名の府下消防関係者並びに事業所関係者は終止熱心に聴講され、有意義な研修会となりました。

平成20年度 合格への近道！

財団法人試験研究センター大阪府支部では平成20年度危険物取扱者試験を平成20年4月、6月、10月、11月、平成21年2月に大阪府下で5回行なうことになりました。

当協会ではそれらの試験に合わせて甲種、乙種第4類及び丙種の受験準備講習会を年間5回に分けて行ないます。(8頁を参照)

講習会では過去に出題された問題や傾向を詳細に分析し、経験豊かな講師陣により的確をしぼった分かりやすい講習を行なっていますので、受講者は高い合格率を修めています。

お申込みは郵送(郵便払込)又は
インターネット(銀行振込)で

1. 受講申込方法

① 郵送によりお申込される場合

- a 受講申込書「合格への近道！」を、大阪府下の所轄消防本部及び消防署予防課でもらってください。

[なお、当協会(電話06-6531-9717)に直接ご請求いただければ送付いたします。]

受講申込書に必要事項をご記入の上、払込取扱票を切り離して、受講料及びテキスト送料の



もしも…! 泡薬剤を放出せずに
泡消火設備の点検ができれば…

特許出願中

泡消火設備 放射点検用の試験液体

エコブルー

エコブルーを使用することにより泡消火薬剤の混合比率を測定することができ、泡消火設備の健全性を確認することができます。

環境にやさしく
廃棄物ゼロ

短時間での
点検実施

点検の実施が
非常に簡単

泡消火設備の
性能を
適正に確認

ヤマトプロテック株式会社 www.yamatoprotec.co.jp
本 社 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151(代)

合計金額を郵便局・ゆうちょ銀行窓口（窓口取扱時間午後4時まで）で払込んでください。

その際、手数料が別途必要となります。

b 郵便局で払込んだ「振替払込受付証明書（お客様さま用）：準備講習会受講申込書添付用、下部に赤マークのついたもの」を受講申込書に貼り付けて、所定の申込用封筒（オレンジ色）で郵送してください。（市販の封筒を使用いただいても結構です。）

c 受講申込書が到着次第、受講券とテキストを送付いたします。

② インターネットでお申込みされる場合
当協会のホームページを利用してください。
「大阪府危険物安全協会」で検索できます。

③ 持込でお申込みされる場合
a ご希望の講習日（各コースの初日）の前日まで当協会事務所（大阪市西区新町1-5-7、四ツ橋ビル8F）で受付いたします。

（ただし、土・日及び祝日は業務を行っておりません。）

b 申込手続は代理の方でも結構です。

2. 申込期間

① 常時受付しています。
ただし、ご希望の講習日（各コースの初日）の1週間前までに当協会必着をお願いします。

② 各講習会場とも定員制のため、満席の場合は受付できませんのでお早めにお申込みください。

3. その他

① 受験準備講習会は、甲種は3日間、乙種第4類は2日間、丙種は1日間で実施します。

② 本講習会の録画、録音は禁止いたします。

③ 申込書に記載されました個人情報、受験準備講習会の目的に限って利用させていただきます。

4. 受講料及びテキスト送料

① 受講料（消費税を含んでいます）

・甲種

Table with 2 columns: 会 員, 会 員 外. Values: 16,800円, 18,900円

・乙種第4類

Table with 3 columns: コース別, 会 員, 会 員 外. Rows: 1~6コース(延11時間), 土日コース(延12時間), 夜間コース(延7時間)

注：本年度より第2回・第3回に夜間コースを開催いたします。詳しくは、予定表をご覧ください。

・丙種

Table with 2 columns: 会 員, 会 員 外. Values: 6,300円, 7,350円

- ① 受験料にテキスト送料を加えて払込んでください。
② 財団法人大阪府危険物安全協会加盟協会会員（会員事業所の社員を含む）は会員価格となります。
③ 大学、高校及び各種専門学校の学生については学生割引として受講料は会員価格にいたします。
・学生証のコピーを受講申込書に添付して送付してください。
・持込受付される場合は、申込時に学生証（コピー可）を提示してください。
④ 準備講習の受講が2回目（同一年度内に限ります）の方に対しては、受講料についてご相談に応じます。
⑤ 詳細につきましては、06-6531-9717までお問合せください。
⑥ 申込終了後、理由の如何を問わず返金はいたしません。

② テキスト送料

Table with 3 columns: 甲種及び乙種第4類, 1人分, 2~5人分, 6~10人分, 500円, 600円, 800円. Includes note: ※2人以上の場合は一括して1ヶ所にお送りする送料です。

Table with 2 columns: 丙 種, 1~6人分, 500円

Advertisement for Kohgiken Co., Ltd. featuring 'Leak Catcher' (リークキャッチャー) with technical details, contact information, and a list of branch offices across Japan.

2 月の試験結果

甲種 46.6%、乙種第 4 類 46.0%

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成19年度第 5 回危険物取扱者試験を平成20年 2 月10日(日)、大阪府立大学(堺市)で実施されましたが、その結果が平成20年 2 月29日(金)に発表されました。

試験区分別の合格率は、次のとおりです。

平成19年度 第 5 回危険物取扱者試験結果

区 分	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲 種	373	160	46.6
乙種第 1 類	107	79	76.0
乙種第 2 類	110	80	76.9
乙種第 3 類	123	81	68.6
乙種第 4 類	2,928	1,250	46.0
乙種第 5 類	110	81	79.4
乙種第 6 類	130	102	81.0
丙 種	471	244	55.6

※(財)消防試験研究センターでは試験結果をインターネットのホームページにも掲載しています。掲載期間は 2 月29日(金)の正午から 1 ヶ月間です。

(財)消防試験研究センターHPアドレス
<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

受験参考図書のご案内

◇平成20年度版(財)全国危険物安全協会発行)

- ① 危険物取扱必携(法令編) 1,300円
- ② 危険物取扱必携(実務編) 1,300円
- ③ 甲種・危険物取扱者試験例題集 1,200円
- ④ 乙種第 4 類・危険物取扱者試験例題集 1,400円
- ⑤ 乙種第 1.2.3.5.6類危険物取扱者試験例題集 1,100円
- ⑥ 丙種・危険物取扱者試験例題集 1,000円

◇当協会オリジナルテキスト

- ⑦ 丙種テキスト 1,100円

危険物取扱者試験受験者の自習用テキストの販売は下記の場所で行なっております。

〒550-0013 大阪市西区新町 1-5-7 四ツ橋ビル 8 F
 (財)大阪府危険物安全協会
 電話 06-6531-5910
 6531-9717
 FAX 06-6531-1293

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

(H19年11月実施分)

消防危第21号 平成20年 2 月6日付
 消防庁危険物保安室

消防庁において、平成19年11月に全国で移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査が実施されました。消防庁危険物保安室では、その検査結果をまとめ

保安室長名で通知(消防危第21号・平成20年 2 月 6 日付)しました。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等の基準不適合車両の割合は18.80%となっております。昨年と比較して若干減少したものの、最近の 5 年間については依然高い割合で推移しています。

なかでも移動タンク貯蔵所における「電気設備、接地導線の不良等729件」については、前年の重点項目でありましたが減少に至っておらず、また「定期点検

HATSUTA
ECOSS-DRY & WET

ハツタのエコサイクルシステム

ハツタの「粉末消火薬剤エコサイクルシステム」は、回収した薬剤の異物・変質物を確認・除去し、ハツタ独自のシリコン処理、水分の除去を行って均質化し、原料化するものです。その後、蛍光X線分析装置による厳しい検査に合格し、現行製品と同等の性能・品質を有するものだけが消火薬剤としてリサイクルされます。消火薬剤をリサイクル使用することは「限りある資源の有効利用」と「地球環境汚染防止」に貢献でき、環境問題に取り組むハツタとしても今後さらに力を注いでまいります。

回収 販売 回収 出荷

HATSUTA
エコサイクルシステム

ECOSS-DRY series **ECOBASE** **ECOBOX**

環境を考えた消火器

環境を守る消火器設置台

環境と共存するボックス

株式会社 初田製作所
<http://www.hatsuta.co.jp>

に係る義務違反1674件」は他の項目に比べて非常に多く優慮される状況にあります。

さらに、無許可貯蔵や無許可の変更工事及び常置場所の変更違反も把握されております。

以下にその要旨を掲載いたしますので、危険物運搬事業所等関係者の皆様は注意を喚起されると共に、より一層の安全対策の徹底をお願いいたします。

危険物移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物移送及び運搬における事故防止のため、移送については下記2、運搬については下記3に掲げる事項について安全の確保を図る。特に今回の立入検査の結果を踏まえ、移動タンク貯蔵所に係る事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するために、1に掲げる事項を重点事項として、安全確保の徹底を図る。

1 重点事項

- (1) 重大な事故につながるおそれのあるマンホールふた及び底弁の閉鎖の徹底
- (2) 電気設備、接地導線の不良の発生(断線等)を防止するため維持管理の徹底
- (3) 定期点検(特に5年以内の期間ごとの漏れの点検)の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備え付けの徹底

2 移動タンク貯蔵所を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 移動タンク貯蔵所の設備、維持管理に関する事項
 - ア 必要な消火設備(消火器は2個以上)の設置と維持管理
 - イ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識の適正な掲示と維持管理

- ウ 配管、弁等の適正な維持管理
- エ 移動タンク貯蔵所と常置場所の位置の確認(常置場所の無許可変更)
- (2) 貯蔵、取扱い及び移送に関する事項
 - ア 危険物取扱者の乗車及び移送前の危険物取扱者免状携帯の確認
 - イ 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月日又は保安講習の受講確認と、危険物取扱者の計画的な保安講習の受講
 - ウ 移送前の点検及び移送に際しての保安措置の励行等、移送の基準遵守の徹底
- (3) その他
 - 必要なイエローカードが容易に特定できる方法による携行の徹底

3 危険物の運搬車両を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両の標識及び消火設備の設置とその点検等維持管理の徹底
- (2) 運搬前に、容器の蓋の閉め忘れ防止及び容器の固定等、法令に定められた積載方法確認の徹底
- (3) 必要なイエローカードの携行の徹底

別添2

第1 検査結果に基づく不適合項目

1 違反の多い項目*1

- (1) 移動タンク貯蔵所関係 *2
 - ア 定期点検に係る義務違反 ……………1,674件 (7.0%)
 - (うち、漏れの点検未実施 …………… 694件 (2.9%))
 - イ 電気設備、接地導線の不良等 …………… 729件 (3.0%)
 - ウ 消火器の未設置等 …………… 703件 (2.9%)
 - (うち、消火器の未設置、不足 …………… 80件 (0.3%))
 - エ 完成検査済証等の備付け義務違反 …… 658件 (2.7%)
 - オ 危険物取扱者の保安講習義務違反 …… 622件 (2.6%)
- (2) 危険物運搬車両関係
 - ア 消火器の未設置等 …………… 69件 (7.9%)
 - (うち、消火器の未設置、不足 …………… 30件 (3.5%))

地下貯蔵タンク等の漏れの点検はお済みですか？

～平成16年4月1日 法令改正施行～

地下に埋設されたタンクおよび配管の腐蝕を発見することは大変難しく、もし、発見が遅れば大量の漏えい事故につながります。地中に拡散した油等の、回収はとて困難であり、タンクを掘り起こし周囲の土をすべて入れ換えざるを得ない場合もでてきます。このようなことから「地下貯蔵タンクおよび地下埋設配管に係る定期点検(漏れの点検)」の基準が見直され施行されることになりました。



OIL & MAINTENANCE
山田砒油株式会社

〒578-0912 東大阪市角田1丁目8番26号
Tel. 0729-62-4777
Fax. 0729-62-4778
http://www.ymd-o.co.jp

各種燃料油販売／危険物施設工事／危険物施設法定点検／危険物貯蔵所等中和洗浄工事／廃油スラッジ等処分

移動タンク貯蔵所の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実 施 消 防 機 関 数	実 施 場 所 数	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所								危 険 物 運 搬 車 両		警 察 機 関 と の 協 力 状 況
			実 施 車 両 数		不 適 合 車 両 数		無 許 可 車 両 数		不 適 合 車 両 数 等		実 施 車 両 数	不 適 合 車 両 数	
			う ち 他 行 政 庁	(a)	う ち 他 行 政 庁	(b)	う ち 他 行 政 庁	(a+b)	う ち 他 行 政 庁				
道 路 上	629	951	2,946	1,758	674	404	12	6	686	410	480	84	有 934 無 17
常 置 場 所	407	5,213	12,532	107	2,141	8	20	4	2,161	12			
危 険 物 の 積 み お ろ し 場 所	66	205	993	268	111	38	3	2	114	40	132	15	
そ の 他	267	843	7,612	37	1,544	6	23	6	1,567	12	257	28	
合 計	※ 802	7,212	24,083	2,170	4,470	456	58	18	4,528	474	869	127	

(注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。

実施場所「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積み下ろし場所以外の場所をいう。

(2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所においては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両においては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

(3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。

(4) 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数又は無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数で内数である。

(5) ※の「実施消防機関数：」の合計は、延べ数ではなく実数である。

2 最近 5 年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所			危 険 物 運 搬 車 両			合 計		
	実 施 車 両 数	不 適 合 車 両 数	不 適 合 率 (%)	実 施 車 両 数	不 適 合 車 両 数	不 適 合 率 (%)	実 施 車 両 数	不 適 合 車 両 数	不 適 合 率 (%)
平成15年度	26,036	4,931	18.94	892	121	13.57	26,928	5,052	18.76
平成16年度	24,723	4,922	19.91	943	136	14.42	25,666	5,058	19.71
平成17年度	24,923	4,954	19.88	908	141	15.53	25,831	5,095	19.72
平成18年度	24,167	4,752	19.66	975	149	15.28	25,142	4,901	19.49
平成19年度	24,083	4,528	18.80	869	127	14.61	24,952	4,655	18.66

(注) 「不適合車両数」には、無許可車両数を含む。

地下タンク漏れ常時監視装置

(財)全国危険物安全協会
認定番号12・13号



地下タンク点検の事ならお任せ下さい!

安価お見積りをご提示させていただきます。

危険物設備の新設・改造のご相談を受け賜ります。

業務内容

地下タンク漏洩点検、地下タンク埋設工事、地下タンク内清掃、ガソリン計量機の検定・整備・販売、給油機・メーター・ノズル機器等の販売、危険物施設の油配管設備工事、危険物の保安点検・各種の巡回清掃、危険物の各種消防手続、給油所の機器販売、地下タンク計測機器販売

点検業者用の液相部機器販売 日本スタンドサービス株式会社
http://www.nssk.co.jp/ 〒578-0911 本社/大阪府東大阪市中新開2-11-17
TEL : 0729-68-2211 FAX : 0729-68-3900

3 基準不適合車両の項目別内訳

	項	目	不適合車両数		増減数		
			19年度	18年度			
移動 タンク 貯蔵 所	貯蔵、取扱の 基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵(令24条1号)	30	30	0		
		貯蔵、取扱いの不備による漏えい等(令24条8号、令26条1項7号)	31	47	-16		
		マンホールのふた不適合	5	15	-10		
		完成検査済証等備付け義務違反(令26条1項9号)	658	723	-65		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条~27条(上記の各項号を除く))	219	164	55		
		小	計	938	964	-26	
	移動 タンク 貯蔵 所	設備等の基準 維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合(令15条1項1号)	94	102	-8	
			タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	256	251	5
				変形、破損	46	24	22
				漏えい有	0	0	0
			その他	59	38	21	
			附属装置に係る基準不適合変形、破損 (令15条1項4号(防波板を除く)、5号、6号)	変形、破損	50	50	0
				機能不良	86	80	6
				その他	116	74	42
			配管、弁等に係る基準不適合漏えい有 (令15条1項9~12号)	変形、破損	50	52	-2
				漏えい有	3	8	-5
				機能不良	156	168	-12
			その他	128	149	-21	
			電気設備、接地導線の不良等(令15条1項13号、14号)	729	684	45	
表示、標識の未揭示等 (令15条1項17号)			未揭示、不足	60	96	-36	
	その他	537	549	-12			
消火器の未設置等 (令20条)	未設置、不足	80	107	-27			
	その他	623	688	-65			
その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記各号を除く))	463	569	-106				
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条2項)	10	4	6				
IMDGコード不適合	0	0	0				
給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)	0	0	0				
7L以下7L未満等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条4項)	0	0	0				
小	計	3,543	3,685	-142			
移送の基準 不適合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車(法16条の2・1項)	9	11	-2			
	運転要員不足(令30条の2・2号)	1	0	1			
	1危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)	45	69	-24			
	その他の移送基準に係る不適合(令30条の2・1号及び3~5号)	26	16	-10			
	小	計	81	96	-15		
定期点検に係る義務違反(法14条の3の2)	1,674	1,717	-43				
漏れの点検未実施	694	794	-100				
危険物取扱者の保安講習義務違反(法13条の23)	622	749	-127				
合	計	6,858	7,211	-353			
危険物 運搬 車両	運搬の基準 不適合 (法16条)	運搬容器の技術上の基準不適合(令28条)	6	7	-1		
		積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合(令29条1号、2号)	7	14	-7	
			漏えい有	0	0	0	
			積載不適合(令29条3号、4号、7号)	30	35	-5	
			被覆不適合(令29条5号)	0	2	-2	
			混載不適合(令29条6号)	1	2	-1	
	小	計	38	53	-15		
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標識 (令30条1項2号)	未揭示、不足	10	19	-9	
			その他	16	15	1	
		消火器 (令30条1項4号)	未設置、不足	30	33	-3	
			その他	39	58	-19	
その他	20	14	6				
小	計	115	139	-24			
その他	その他運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	3	5	-2			
合	計	162	199	-37			

- イ 積載方法不適合 30件 (3.5%)
- ウ 標識の未揭示、不足等 26件 (3.0%)
(うち、標識の未揭示、不足 10件 (1.2%))

2 前 1 以外の主な違反項目

(1) 移動タンク貯蔵所関係

- ア 表示、標識の未揭示等 597件 (2.5%)
(うち、表示、標識の未揭示、不足 60件 (0.2%))
- イ タンク本体の塗料の剥離発錆 256件 (1.1%)
- ウ 配管、弁等の変形、破損、機能不良 ... 206件 (0.9%)
- エ 附属装置の変形、破損、機能不良 ... 136件 (0.6%)
- オ 常置場所に係る基準不適合 94件 (0.4%)

(2) 危険物運搬車両関係

- ア 収納、表示不適合 7件 (0.8%)
- イ 運搬容器の技術上の基準不適合 6件 (0.7%)
- ウ 混載方法不適合 1件 (0.1%)

3 今回増加した主な違反項目

(1) 移動タンク貯蔵所関係

- ア 貯蔵・取扱の基準違反(令24条から27条のうち、令24条1号・8号、令26条1項7号・9号を除く) 219件 (前年比55件増)
例 手動閉閉装置を開放状態で固定する装置を備えていた
- イ 電気設備、接地導線の不良等 729件 (前年比45件増)
- ウ 附属装置に係る基準不適合(令15条1項4号(防波板を除く)5号、6号のうち変形、破損、機能不良を除く) 116件 (前年比42件増)
例 マンホールパッキンの不良

第 2 イエローカードの携行状況 * 3

- 1 移動タンク貯蔵所 携行率96.4% (240台/249台)
- 2 危険物運搬車両 携行率70.6% (36台/51台)

- * 1 違反の多い項目は最近の5年間変わっていない。
- * 2 ()内の割合は、立入検査実施車両数に対する割合を示す。
- * 3 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油、動植物油類に係るものを除く。

平成20年度 危険物取扱者試験

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成20年度 危険物取扱者試験を次により行ないます。

試験日及び試験会場(予定)

	試験の種類	日 程	会 場
第 1 回	甲種第 1 ～ 6 種類 乙種第 1 ～ 6 種類 丙種	平成20年 4 月 27 日(日)	大阪商業大学
第 2 回	甲種第 1 ～ 6 種類 乙種第 1 ～ 6 種類 丙種	平成20年 6 月 22 日(日)	国立大阪大学
第 3 回	甲種第 1 ～ 6 種類 乙種第 1 ～ 6 種類 丙種	平成20年 10 月 5 日(日)	大阪府立大学
第 4 回	甲種第 1 ～ 6 種類 乙種第 1 ～ 6 種類 丙種	平成20年 11 月 30 日(日)	大阪府立大学
第 5 回	甲種第 1 ～ 6 種類 乙種第 1 ～ 6 種類 丙種	平成21年 2 月 15 日(日)	国立大阪大学

☆受験資格

- 甲種：① 高専・短大及び大学で化学に関する学科又は課程を卒業した者
② 高専・短大及び大学で化学の授業科目を15単位以上取得した者
③ 乙種免状交付後、2年以上の危険物取り扱いの実務経験者
④ 次の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者
・第1類又は第6類 ・第2類又は第4類
・第3類 ・第5類

乙種：受験資格の制限はありません。

丙種：受験資格の制限はありません。

☆願書受付期間 (郵送又は持参)

第 1 回	平成20年 3 月 17 日(月)～ 3 月 27 日(木)必着
第 2 回	平成20年 5 月 16 日(金)～ 5 月 27 日(火)必着
第 3 回	平成20年 8 月 27 日(水)～ 9 月 4 日(木)必着
第 4 回	平成20年 10 月 20 日(月)～ 10 月 30 日(木)必着
第 5 回	平成21年 1 月 5 日(月)～ 1 月 15 日(木)必着

☆願書提出場所

下記の場所に郵送又は持参してください。
なお、試験の詳細につきましては下記へお問合せください。

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-9-3
ギャラリー大手前ビル2階

(財)消防試験研究センター大阪府支部
TEL 06-6941-8430

都市との共存 — 正確 安全 確実 —
危険物設備なら信頼の技研。

危険物タンクの漏洩検査
(平成16年4月1日法改正対応)

- 危険物設備の設計・施工
- 発電設備(非常用)燃料タンクの製造・販売
- 危険物タンクまわりの付属機器の販売

危険物設備の安全をトータルにリードする

株式会社 技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル TEL.06-6358-9467(代表)

ヤマト油設株式会社

〒592-8352 堺市築港浜寺西町7-2 TEL.072-269-2345

GIKEN

平成20年度 危険物取扱者試験 受験準備講習会 予定表

第1回

種別	講習日	時間	会場	
甲種	4月9日(水)、4月14日(月)、4月15日(火)	9時30分～16時	p i a N P O	
乙種第4類	1コース	4月7日(月)、4月8日(火)	p i a N P O	
	2コース	4月16日(水)、4月17日(木)	大阪府商工会館	
	3コース	4月10日(木)、4月11日(金)	10時～16時30分	東大阪市民会館
	土日Aコース	4月12日(土)、4月13日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
	土日Bコース	4月19日(土)、4月20日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
丙種	4月21日(月)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	

第2回

種別	講習日	時間	会場	
甲種	5月27日(火)、5月30日(金)、6月2日(月)	9時30分～16時	大阪府商工会館	
乙種第4類	1コース	5月28日(水)、5月29日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2コース	6月2日(月)、6月3日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3コース	5月29日(木)、5月30日(金)	10時～16時30分	堺市民会館
	4コース	5月26日(月)、5月27日(火)	10時～16時30分	テクスピア大阪
	5コース	6月4日(水)、6月5日(木)	10時～16時30分	茨木市福祉文化会館
	6コース	6月4日(水)、6月5日(木)	10時～16時30分	守口市市民会館
	土日Aコース	6月7日(土)、6月8日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
	土日Bコース	6月14日(土)、6月15日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
夜間コース	5月19日(月)、5月23日(金)	18時～21時30分	四ツ橋ビル	
丙種	6月16日(月)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	

第3回

種別	講習日	時間	会場	
甲種	9月8日(月)、9月16日(火)、9月18日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館	
乙種第4類	1コース	9月8日(月)、9月9日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2コース	9月24日(水)、9月25日(木)	9時30分～16時	p i a N P O
	3コース	9月18日(木)、9月19日(金)	10時～16時30分	堺市民会館
	4コース	9月10日(水)、9月11日(木)	9時50分～16時20分	枚方市市民会館本館
	5コース	9月3日(水)、9月4日(木)	10時～16時30分	茨木市福祉文化会館
	土日Aコース	9月20日(土)、9月21日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
	土日Bコース	9月27日(土)、9月28日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
	夜間コース	8月26日(火)、8月29日(金)	18時～21時30分	四ツ橋ビル
丙種	9月26日(金)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	

第4回

種別	講習日	時間	会場	
甲種	11月13日(木)、11月19日(水)、11月21日(金)	9時30分～16時	p i a N P O	
乙種第4類	1コース	11月11日(火)、11月12日(水)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2コース	11月13日(木)、11月14日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3コース	11月18日(火)、11月19日(水)	10時～16時30分	堺市民会館
	4コース	11月6日(木)、11月7日(金)	10時～16時30分	泉佐野市消防本部
	5コース	11月17日(月)、11月18日(火)	10時～16時30分	ノバティながの南館
	6コース	11月10日(月)、11月11日(火)	10時～16時30分	茨木市福祉文化会館
	土日Aコース	11月15日(土)、11月16日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
	土日Bコース	11月22日(土)、11月23日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O

第5回

種別	講習日	時間	会場	
甲種	1月19日(月)、1月23日(金)、1月28日(水)	9時30分～16時	大阪府商工会館	
乙種第4類	1コース	1月21日(水)、1月22日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2コース	1月26日(月)、1月27日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3コース	1月29日(木)、1月30日(金)	10時～16時30分	堺市民会館
	4コース	1月26日(月)、1月27日(火)	10時～16時30分	吹田メイシアター
	土日Aコース	1月31日(土)、2月1日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
	土日Bコース	2月7日(土)、2月8日(日)	9時30分～16時30分	p i a N P O
丙種	2月6日(金)	9時30分～16時30分	四ツ橋ビル	

(注) 各講習とも初日は開講時間の15分前からガイダンスを行ないます。